

# gaṇa, saṅgha における会議

— Sudhammā sabhā の場合 —

武 田 龍

## I

ゴータマ・ブッダ (Gotama Buddha) の生存年代と推定される西紀前 5・6 世紀のインド古代社会は、2 つの際立った特徴を呈している。

- (1) 2 種の政体すなわち君主制と共和制の政体が存在したこと
- (2) 新興の国家と、それ以前の段階にある氏族制社会が並存したこと<sup>(1)</sup>

この 2 つの特徴は、氏族制社会の崩壊という事実を媒介として、相互に密接な連関をもつ。限界を迎えた氏族制とそれに代わるべき国家の出現。更に、根底から矛盾する国家と氏族制社会との不可避的対立は、計り知れぬ不安をもたらし、その不安と動揺のなかから、新しい救済理念の模索が開始されたのであった。

仏教成立の客観的具体的な条件を分析するための重要な鍵は、このような氏族制社会の崩壊にあり、仏教の発生が、再びそのような社会のやってくることのなかった氏族制社会に本源的基盤をもつものであったことは、宮坂宥勝博士がすでに主張されている。<sup>(2)</sup>

当時の共和制社会は、gaṇa, saṅgha などと呼ばれる。共に「多数の集合」を中心概念とする語である。

「しかしながら、否定されるべきことは、gaṇa という語が、かつて、これら (国家) を意味していたということである。社会組織の発展は、インド全土を通じて単一ではなかった。部族 (tribes) は、いつも国家の周辺に存在した。そして、初期においてさえも、部族段階 (tribal stage) を離脱した国家は、彼らの部族的隣人に言及するために何らかの語を使用せねばならなかった。彼らが使用した語は、gaṇa, vr̥ata,

pūga, saṅgha, śreṇi であった。これらの語は、彼ら自身の祖先の間で流布していたので、これらの語を彼らが発明する必要はなかったのである。文法的資料は、これらのサンガが非君主的 (non-monarchical) であつたことを知らせる。<sup>(3)</sup>

これらの gaṇa saṅgha は、氏族制社会が極めて高度の段階に発達したものと考へてもよい。奴隷所有や貴族制への転化などさまざまに歪みつつ、変質を余儀なくされていたが、変質しながらも、その社会組織に氏族制の要素を濃厚に保持していたからである。つまり、氏族制の本質的特徴は、その氏族 (or 部族) 会議にあり、それは氏族 (or 部族) 会議が最高の権威を有することに現われる。これらの gaṇa, saṅgha においては、そのまま共和制社会の特徴である合議制として保存されているからである。このような gaṇa, saṅgha は、発達段階に応じた形態上の相違はあるにしても、その根底には、血縁に基礎を置いた同族意識が存在しており、共同性は強固なものであった。

この合議制は、新興の国家組織とは対立するものであった。なぜならば、氏族制社会が、不和や争いなどの問題をそれに関係するものの全体で決定したのに対し、国家は、その時々当事者たちの全体から離反した公権力をもって決定したからである。それゆゑに、公権力を奪取した国王 (rajan) が君臨する君主制国家と氏族制社会とは、最も鋭く対立したのであった。

## II

彼らの集会は、santhagāra (公会堂) で開催された。

sambahulā Sakyā c'eva Sakyā-kumārā ca santhagāre  
uccesu āsanesu nisinnā honti<sup>(4)</sup>

「多くのサキヤ族の大人と童子たちが、サンターガーラの高い座に坐つて

いた」

と伝えられる如く、老いも若きも同じく会議に参集した。Rhys Davids は、この *santhāgāra* が宮廷の会議室には決して使用されない用語である<sup>(5)</sup> ことを指摘した。

文献は、サーキヤ族はカピラヴァットゥ<sup>(6)</sup>に、マッラ族はクシナーラー<sup>(7)</sup>に、リッチャヴィ族はヴェーサーリー<sup>(8)</sup>に各々サンターガーラをもっていたことを伝える。

それでは、会議はどのようなものであったのか。Dīgha-Nikāya 所収の 2つの経典 "*Janavasabha-suttanta*"<sup>(9)</sup> "*Mahā-Govinda-suttanta*"<sup>(10)</sup> に描かれる諸天の集會は、氏族制社会の会議をモデルにしたものと考えられる。本稿は、それらの経典をもとに会議の輪郭を浮き彫りにし、可能な限りの復元を試みるものである。

引用パーリ文の頭に附した数字は、〈 〉は *Mahā-Govinda-S*<sup>o</sup>  
□は *Janavasabha-S*<sup>o</sup> の paragraph number である。

〈 2 〉 □12

*kevalakappā ca devā Tāvatiṃsā Sudhammāyaṃ sabhayaṃ sannisinnā honti sannipatitā,*

「すべての三十三天は、*Sudhammā sabhā* に集會し、共に坐った。」

集會あるいは集會の行われる場所を示す語は多い<sup>(11)</sup>。ここに現われる *sabhā* は、『リグ・ヴェーダ』以来人民集會を示し、またその場所も言う。古くは女性も参加したが、家父長制が強化されるに従って、女性は除外されていった<sup>(12)</sup><sup>(13)</sup>。

*sannipatitā* は、*sannipatati* (集合する)の過去分詞形で、寄り集った人を行い、目的は会議を行うことにあった。語根 *saṃ-ni-√pat* からの派生語 *sannipāta* は、ヴァッジ族 (*Vajjī*) の「七不退法」(*satta apari-hāniyā dhamma*)<sup>(14)</sup> の第一条の主題とされるほど重要な概念を有した。

*Yavakīvaṅ ca Ānanda Vajjī abhinham sannipāta sannipāta-bahulā bhavissanti, vuddhi yeva Ānanda*

Vajjīnam paṭikaṅkho no parihāni.<sup>(15)</sup>

「ヴァッジ族は、しばしば集会し、多くの人々が集会する。そうである限り、ヴァッジ族の繁栄が期待され、衰退はないであろう。」

冒頭に sannipāta を主題とする条項が掲げられていることから、モルガンが指摘したごとく、氏族制社会における会議は何ものにも優越する権威をもっていたことが確認できる。ここで標榜される会議の重要性は、会議に象徴される彼らの共同体への賞讃にほかならない。この七不退法を、<sup>(16)</sup>「ある時、わたしがヴェーサーリーのサーランダダ・チェーティヤ (Sārandada ce-tiya) に住した時に、そこでヴァッジ族にこの七不退法を説いた」と仏典が伝えていることは、ヴァッジ族のみならずゴダマ・ブッダもまた氏族の思惟を継承するものであったことを表明している。

mahatī ca dibbā parisā samantato nisinnā honti,  
cattāro ca Mahārājā cātuddisā nisinnā honti.  
Puratthimāya disāya Dhataratṭho Mahārājā pacchābhimukho nisinno hoti deve purakkhatvā. Dakkhiṇāya disāya Virūlhako Mahārājā uttarābhimukho nisinno hoti deve purakkhatvā. Pacchimāya disāya Virūpakho Mahārājā puratthābhimukho nisinno hoti deve purakkhatvā. Uttarāya disāya Vessavaṇo Mahārājā dakkhiṇābhimukho nisinno hoti deve purakkhatvā. Yadā bhante kevalakappā ca devā Tāvatisā Sudhammayam sabbhāyam sannisinna honti sannipatitā,  
mahatī ca dibbā parisā samantato nisinnā honti,  
cattāro ca mahārājā cātuddisā nisinnā honti, idaṃ tesam hoti āsanasmim, atha pacchā amhakaṃ āsanaṃ hoti.

「大いなる天衆は一切方に坐った。四天王は四方に坐った。持国天王は東方に西面して諸天を前にして坐り、増長天王は南方に北面して諸天を前にし

て坐り、広目天王は西方に東面して諸天を前にして坐り、毘沙門天王は北方に南面して諸天を前にして坐った。これが彼らの坐法である。そして後にわれわれの座がある。」

この会議の様子は、"Janavasabha-S°" では毘沙門天王が語るのを面前で受けた Janavasabha なる夜叉 (yakkha) によって、また "Mahā-Govinda-S°" では、三十三天の面前で聞いた Pañcasikha Gandhabba-putta によって、それぞれ世尊 (Bhagavant) に告げられたことになっている。さて、Janavasabha yakkha が、「私が毘沙門天王の眷属として生まれたのは、これで七回目である」(Idaṃ sattamaṃ kho ahaṃ bhante Vessavaṇassa mahārājassa saavyatamaṃ uppajjāmi) と言っていることから、他の三天王の眷属の存在、また Gandhabba と眷属関係にある天王の存在が予想される。

同じく『長部』經典で、「十方世界より多くの諸天が世尊とビク・サンガを見んがために集合した」(dasahi ca loka-dhātūhi devatā yebhuyyena sannipatitā honti Bhagavantaṃ dassanāya bhikkhu-saṃghaṃ ca) ことを描く "Mahā-Samaya-suttanta" (DN.20.9) は次のように伝える。

Purimaṃ ca disaṃ rājā Dhataratṭho pasāsati,  
Gandhabbānaṃ ādhipati Mahārājā yasassi so.  
Puttā pi tassa bahavo Inda-nāmā mahabbalā,  
Iddhimanto jutīmanto vaṇṇavanto yasassino,  
Modamaṇā abhikkamaṃ bhikkhūnaṃ samitiṃ vanamaṃ.

「持国天王は東方を治める

彼はガンダッパ族の長にして、名声ある大王である

彼には多勢の息子があり、皆インダという名前で大力がある

神通を有し光輝あり、容色あり、名声あり、歓喜しつつ進んで来た

ビクたちの森の集會に」

Dakkhiṇā ca disaṃ rājā Virūḷho taṃ pasāsati,  
Kumbhaṇḍānaṃ ādhipati Mahārājā yasassi so.

(以下同文により略す)

「増長天王はかの南方を治める

彼はクンバンダ族の長にして、名声ある大王である」 (以下略)

Pacchimaṇ ca disaṃ rājā Virūpakkho pasāsati,  
Nāgānaṃ va ādhipati Mahārājā yasassi so.

「広目天王は西方を治める

彼こそはナーガ族の長にして名声ある大王である」

Uttaraṇ ca disaṃ rājā Kuvero taṃ pasāsati,  
Yakkhānaṃ va ādhipati Mahārājā yasassi so.

「多聞天王はかの北方を治める

彼こそはヤッカ族の長にして名声ある大王である」

北方の天王を "Janavasabha-S<sup>01</sup>" は Vessavaṇa とするのに対して他の二經典は Kuvera と異なった名前を伝えるが、Vessavaṇa は Kuvera の別名であるから、文献の記述は一致し、同一の天王を指している。<sup>(17)</sup>

Ye te bhante devā Bhagavati brahmacariyaṃ caritvā  
adhun-uppannā Tāvatiṃsa-kāyā, te aññe deve atirocanti  
vannaena c'eva yasasā ca. Tena sudaṃ bhante devā  
Tāvatiṃsā attamaṇā honti pamuditā pīti-somanassa-  
jātā: "Dibbā vata bho kāyā paripūrenti, hāyanti  
asura-kāyā ti."

「世尊の許で梵行を行じて三十三天の集まりに新しく生まれたかの諸天は、容色によって名声によって他の諸天に輝き勝る。それゆえに実に、三十三天は、『実に天の集まりは円満となり、アスラの集まりは減損する』と、意に適い、喜び、喜悅した。」

〈 3 〉 13

三十三天の歡喜を知って、天主帝釈 ( Sakka devānam inda ) は偈をもって隨喜した。

〈 4 〉

天主帝釈 "Iccheyyātha no tumhe mārisā ... sotun ti?"

「わが友らよ、汝らは……聞くことを欲するか？」

三十三天 "Iccheyyāma mayam mārisa .... sotun ti."

「わが友よ、私たちは……聞くことを欲する。」

天主帝釈によって、會議の議題が示された。

〈 5 〉 - 〈 12 〉

Tam kim maññanti bhonto devā Tāvatiṃsā?

「貴君たち三十三天は、どう考えるか？」

天主帝釈が、議題の内容を説明する。

〈 13 〉

Tatra kho bhante ekacce devā evam āhaṃsu:————

「そこで、ある天たちはこう言った」

天主帝釈の提出した議題について、意見が交わされ討議が始まる。

Ekacce devā evam āhaṃsu:————

別の意見が出されて討議は進展する。

Ekacce devā evam āhaṃsu:————

更に他の意見が述べられ、討議は深まり煮詰まってゆく。やがて、一つの意見に集約される。

〈14〉

Evam vutte bhante Sakko devānam indo deve  
Tāvatiṃse etad avoca:————

「かく言われた時に、天武帝釈は三十三天にこう言った。」

ここに結論を得るに至る。

14

yen' atthena devā Tāvatiṃsā Sudhammayam Sabhayam  
sannisinnā honti sannipatitā, tam attham cintayitva  
tam attham mantayitvā vutta-vacanā pi tam cattāro  
Mahārājā tasmim atthe honti, paccanusittha-vacanā  
pi tam cattāro Mahārājā tasmim atthe honti sakesu  
āsanesu thitā avippakantā.

「三十三天は、スダンマー・サバーに集会し、共に坐ったその目的を考えて、相談し終わって、四天王はその目的に関して語られ教えられた言葉を受けて、各自の座を離れずに居た。」

Te vutta-vākya rājāno patiggayhānusāsanim\*  
Vippasanna-manā santā atthamsu samhi āsane ti.

「彼らラージャンたちは、語られた言葉から教訓を掲げて

心清浄なるまま各自の座に居た」

※異本にある paggayha<sup>o</sup> に依る。

この gathā の rājāno は四天王を指すのであろうか。四天王であれば、cattāro Mahārājā と表記される筈である。仏教では四方守護の目的で重要視されてきた神格であるため、その原型がどうであれ、「四天王」であるならば、「四」という数とは切り離せないものである。前後を見渡しても rājāno で四天王を表わす箇所はないことから、この rājāno は、四天王とは別のものと考えるべきであろう。この gathā は、前後の散文が構成された時期よりも古い年代に属し、神話化されることなく suttanta 内に採用

されたのではなからうか。そのために事実をより忠実に保存しているものと考えられる<sup>(18)</sup>。とすれば、rājāno は誰を指すのか。それは、Sudhammasabha に集会して討議を行った者たちにちがいない。他ならぬ三十三天 devā Tavatimsā である。

それでは、複数の rājan が一所に会するようなことがあるだろうか。文献の他の箇所<sup>(19)</sup>の記述からも、複数の rājan の集合した事実を確認できる。たとえば、

puratthimāya disāya paṭirājāno te rājānaṃ Mahā-Sudassanaṃ upasaṅkamtivā evaṃ āhaṃsu<sup>(19)</sup>

「東方から敵王たちが、かの大善見王に近づいてこう言った」

Ete c'ānne ca rājāno gandhabbā saha rājubhi<sup>(20)</sup>

「これらとその他の諸王と、諸王と共なるガンダッパ族」

このような rājan を伝える別の資料を挙げてみよう。

rājāno nāma pathavyā rājā padesarājā maṇḍalika antarabhogika akkhadassā mahāmatā ye va pana chejjabhejjam anusāsanti ete rājāno nāma.<sup>(21)</sup>

「ラージャンとは、大地の主・地方主・群主・下位の族長・法官・大臣、断罪を司る者、これらをラージャンと名づける。」

ここでは、断罪を司る者が rājan であるとして、6種類の rājan を列挙する。それらの名称を見ると、固定された単一の地位ではなく、一定の司法権を有する雑多な役職者が皆 rājan と呼ばれていることに気づく。

Chattoḍḍhiyaya は『リグ・ヴェーダ』の「rājānaḥ samitāv iva」(RV.X.97.6)

という詩句から次のように述べる。

「明らかに、rājan たちは、われわれの感覚でいう君主ではありえな

い。なぜなら、複数の彼らが集会に集合することはどんな場合にもありえない。そして、かれらが君主でなければ、かれらは戦争酋長 (war chiefs) にちがいない。かれらが戦争酋長であるならば、かれらのサミティは、酋長たちの部族会議 (the tribal council) にちががなく、その最も重要な機能は、すでに見たごとく、部族戦争を指揮することである<sup>(2)</sup>。』

また、rājan は選挙によって選ばれていた。

tvāṃ viśo vṛṇatāṃ rājyāya tvāṃ imāḥ pradiśah  
pañcadevīḥ (Atharva Veda, III.4.2)

「人々は汝を王位に選んだ、この四方と五人の女神とは汝を」

"Aggañña-suttanta" ( DN. 27. 20-21) によれば、懲罰権を委託するについて、人々は、「私たちは1人の人物を選んではどうか」 (yan nūna mayāṃ ekam sattam sammanneyyama) と相談して、彼らのうちで一層殊勝であり一層美しく一層心の清浄な一層偉力ある人物が選ばれたことを述べた後で、「大衆によって選ばれた者」 (mahājana sammata) の別名が rājan であったと伝える。選挙は彼らの会議において行われ、こうして選出された rājan は、Chattoṇṇapadhyaya が主張するように、君主制国家の国王 (rājan) とは全く異質な存在であることを確認しておきたい。

このことに関して、少し遡り、〈2〉<sup>[12]</sup>の散文に現われる「世尊の許で梵行を行じて三十三天の集まりに新しく生まれたかの諸天は、容色によって名声によって他の諸天に輝き勝る。」 (Ye te bhante devā Bhagavati brahmacariyaṃ caritvā adhun-uppannā Tāvatiṃsa-kāyā, te aññe deve atirocanti vaṇṇena c'eva yasasā ca.) という奇妙な記述が伝えるものを付記しておきたい。

世尊の許で梵行を行ずることは、ピクにとって、ブッダを憶念する気持と

相俟って、最高のものであり、何ものにも優先するものであった。氏族制社会においては、それに匹敵するものは会議にほかならないので、Bhagavati brahmacariyaṃ caritvā<sup>(23)</sup>は、会議を経ていることを示すと解しうる。あるいは、vaṇṇa, yasas との関係において読めば、他に優る vaṇṇa, yasas を有する理由として Bhagavati brahmacariyaṃ caritvā が挙げられていることから、身に備えた優秀なる能力のゆえに新しく生まれた (abhun-uppannā), つまり選出された rājan の存在を示すものとも考えられる。

この奇妙な文の内容の理解は、これだけでは不充分であり、以後の展開を俟たねばならないが、いずれにせよ、rājan は会議により選出されたのであり、後者に解すれば、モルガンの言う普通酋長に直結する表現といえる。<sup>(24)</sup>

< 15 > [15]

uttarāya disāya ulāro āloko sañjāyī obhāso pātur  
ahosi atikamm'eva devānaṃ devānubhāvaṃ. Atha  
bhante Sakko devānaṃ indo deve Tāvatiṃse āmantesi:  
"Yathā kho mārisā nimittā dissanti āloko sañjāyati  
obhāso pātu bhavati Brahmā pātu bhavissati.  
Brahmuno etaṃ pubba-nimittaṃ pātubhāvāya yadidaṃ  
āloko sañjāyati obhāso pātu bhavatīti.

Yathā nimittā dissanti, Brahmā pātu bhavissati,

Brahmuno h'etaṃ nimittaṃ obhāso vipulo mahā ti.

[16] devā Tāvatiṃsā yathā sakesu āsanesu nisīdiṃsu:

"Obhasam etaṃ ṇassāma, yaṃ vipāko bhavissati,

sacchikatvā va naṃ gamissāmāti." Cattāro ca

Mahārāja yathā sakesu āsanesu nisīdiṃsu: " 同 "

Idaṃ sutvā devā Tāvatiṃsā ekaggatā samā-pajjīṃsu:

" 同 "

「北方から偉大なる光明が生じ、輝きが顕われ、諸天の威神力を凌駕した。天主帝釈は三十三天に呼びかけた。『わが友らよ、微相が見られ光明が生じ輝きが顕われる時、梵天が現われるに相違ない。光明が生じ輝きが顕われるのは、梵天顕現の前相である。』

微相が見られる時梵天は出現するに相違ない

偉大な輝き、実にこれは梵天の微相である

三十三天は、『果報があるにちがいないこの輝きを知りたい。実見して、それを了解しよう。』と各自の座に坐った。四天王も同様に『(同文により略)』と各自の座に坐った。これを聞いて、三十三天は『(略)』と一境に到達した。』

顕われて、諸天の威神力を凌駕する輝き (obhāsa) とは、彼らの共同性の表現にほかならない。彼らは、血族の紐帯によって相ともに結合された同胞であった。たとえ優れた能力を有するといえども rājan に対する共同体の優越は確たるものであり、それは会議で発現されるのである。ところで、先にく 13 > で述べられたように、会議では議題をめぐり討議が行われ、すでにく 14 > において結論が得られている。議題に関する実質的な討議は終了しているのである。それなのに、ここに至って顕われた obhāsa とは何を意味し、また "Obhāsam etaṃ ṅassāma, yaṃ vipāko bhavissati, sacchikatvā va naṃ gamissāma" という発言は何を伝えているのであろうか。

gāthā が言わんとするもの、それは共同性の根幹たる部族法の存在である。部族法が如何なるものか、ヴェッジ七不退法第三条が適確に表現する。

Yāvakīvañ ca Ānanda Vajjī apaññattaṃ na paññapessanti, paññattaṃ na samucchindissanti, yathā<sup>(25)</sup> paññatte poraṇe Vajji-dhamme samādāya vattissanti,

「ヴェッジ族は、いまだ定められないことを定めず、すでに定められたことを破らず、往昔に定められたヴェッジ族の法に従って行動する。」

Vajji-dhamma が古来からの慣習法であることは明らかである。自然発生的な慣習の集積である慣習法つまり部族法は、決して成文化されることなく、またその必要もなく、自然のうちに氏族制社会を支配している。そして、全体を反映するという点において、部族法は国家的律法と対立する。なぜなら、国家的律法には、法定者と非決定者の存在が認められ、外的強制力を伴うからである。部族法は、通常何らかの宗教的外被を伴った道徳意識として現われ、共同体の同族意識を根底から支え、また共同体の外枠を維持するのである。

それゆえに、obhāsa は Brahman との関係において語られるのである。

gāthā の内容が理解できれば、"Obhāsam etaṃ nāssāma, yaṃ vipāko bhavissati, sacchikatvā va naṃ gamissāma"

もおのずから明らかになる。

会議で討議されて得られた結論が、彼らの部族法に適合するものか否かを確認する必要がある。抵触するものであれば、結論は放棄され、再議に付されることになろう。確認の作業を要求しているのである。

< 16 > [17]

Yadā bhante Brahmā Saṅkumāro devānaṃ Tāvatiṃsānaṃ pātu bhavati, olārikaṃ attabhāvaṃ abhinimmitvā pātu bhavati. Yo kho pana bhante Brahmuno pakati-vaṇṇo anabhisambhavanīyo so devānaṃ Tāvatiṃsānaṃ cakkhu-pathasmim. Yadā bhante Brahmā Saṅkumāro devānaṃ Tāvatiṃsānaṃ pātu bhavati, so aññe deve atiroceti vaṇṇena c'eva yasasa ca. Seyyathā pi bhante sovaṇṇo viggaho mānusaṃ viggahaṃ atiroceti,

「常童梵天が三十三天に対して出現する時には、粗なる形を化作して出現する。実に、梵天の自然の容貌は、三十三天の視界に入らない。常童梵天が三十三天に対して出現する時には、彼は容色と名声によって他の諸天に輝き勝る。たとえば、黄金体が人間体に輝き勝るように」

部族法は血縁共同体そのものであり、普段は意識されることなく、静かに共同体を支配しているが、個別の問題に対応して現われる時には、否応なく共同体を規制することを伝える。

< 17 > 18

Modanti vata bho devā Tāvatiṃsā sahindakā,  
 Tathāgatam namassantā dhammassa ca sudhammatam,  
 Nave va deve passantā vaṇṇavante yasassino,  
 Sugāasmim brahmacariyaṃ caritvāna idhāgate.  
 Te aññe atirocanti vaṇṇena yasaśayunā  
 Sāvakā Bhuri-paññassa viśesapagatā idha.  
 Idaṃ disvāna nandanti Tāvatiṃsā sahindakā,  
 Tathāgatam namassantā dhammassa ca sudhammatan ti.

「帝釈と共なる三十三天は実に歓喜する  
 如来と法の善法性とを礼拝しつつ  
 善逝のもとで梵行を行じてここに来たれる  
 容色と名声を具えた新来の諸天を見つつ。  
 容色、名声、寿命によって他の諸天に輝き勝る  
 広慧者の声聞として特にここに来たれる者は  
 これを見て、帝釈と共なる三十三天は歓喜する  
 如来と法の善法性とを礼拝しつつ」

この dhamma は部族法である。それにともなって、看過しがちであるが、tathāgata, sudhammatā も氏族制社会の共同性との関連において理解

されるべき用語であることに注意しておきたい。

このような共同性——氏族制社会では血族の紐帯に基く——を媒介として維持される共同体の内部では、各成員間の平等が基本的原則となつて最優先され、成員には規制と保護が加えられる。<sup>(26)</sup>これは慣習として発現し、共同体内部と外部との峻別を導く。外部からの侵害や攪乱に対しては、共同体全体が防衛にあたり、各成員は、援助・防御・救済という相互的義務を負い、それによって、共同体は外部に対して封鎖されるのである。

〈 18 〉 [19]

Yathā-parisaṃ kho pana bhante Brahmā Saṅkumāro  
sarena viññāpeti, na c'assa bahiddhā parisāya  
ghoso niccharati.

「常童梵天が集会に声をもって知らせる時、この集会の外には音声は出ない。」

共同体の外枠が示される。この外枠こそ共同性の端的な表われであり、まさしく部族法によって維持されるのである。部族法は外枠を越えて効力を発揮することはないことが確認できる。

"Mahā-Govinda-S°" 〈 19 〉-〈 27 〉, "Janavasabha-S°"

[20]-[27] は、前者が天主帝釈から梵天に、後者が梵天から三十三天に語られるという相違はあるが、この箇所は、討議内容を部族法に確認する作業を示すものである。天主帝釈が述べるのを聞いた梵天は意に適い、喜び、喜悅した (Brahmā Saṅkumāro attamaṇo hoti pamudito pītī-somanassa-jāto) のであるから、その適合性は確認された。このようにして確認作業は完了し、会議の決定は承認されたのであった。

以上、進行に沿って会議をスケッチしてみた。会議の輪郭を更に鮮明なものにするために、いま少し考察を加えねばならない。

参集した者たちを挙げてみよう。

devā Tāvatiṃsā, mahatī dibbā parisā, cattāro  
Maharājā と、Pañcasikha Gandhabba-putta および  
Janavasabha yakkha という四天王の眷属 (Sahavyatā) たちで  
ある。

これまでに確認できたことをまとめてみると、

- gāthā から, deva は実際の会議における rājan が投影されたもの
- devā Tāvatiṃsā の中に Sakka devānam inda という議長格の存在が含まれる
- Tāvatiṃsa-kāya という deva の集団を表わす語が用いられている

また会議の進行を通して一つの事実に注目したい。 mahatī dibbā parisā, cattāro Maharājā およびその眷属が周囲を取り巻いて坐っているにも関わらず、討議は見事に devā Tāvatiṃsā だけで展開されていることである。議題の提示〈4〉, 説明〈5〉-〈12〉, 討議〈13〉, 結論〈14〉, そして確認作業〈19〉-〈27〉に至る一連の流れは、すべて devā Tāvatiṃsā が担当している。

〈15〉<sup>16</sup> で四天王の考えを聞く様子は、紛れもなく代議制の図である。そして, deva である rājan は議員にちがいないことがわかれば、〈2〉<sup>12</sup> で疑問を残した点は解決できる。Tāvatiṃsa-kāya とは議員団のことであり, adhun-uppanna は新しく議員に選出されたことを言うのである。

次に、三十三天を取り巻いて坐った周囲の状況に目を転じよう。

「四天王の考え」とは何か。ここに至って浮かび上がった代議制の構図の下では、「四天王の考え」とは、単に四天王のみではなく、その眷属を含めたものを指すことになり、逆に、主体は眷属の方にあることに気づかねばな

らない。つまり、四天王は、眷属の包括的表現なのであり、四天王の存在自体は眷属の中に含まれると考えてさしつかえないといえよう。<sup>(27)</sup> 会議は、四天王ではなく、眷属によって防衛されたのであり、三十三天は周囲の眷属の影響の下にあったのである。なぜならば、三十三天は彼らの代議員であったからであり、会議こそが共同体を代表し、究極の権威を保持するからである。眷属が文献の表面になかなか現われないのは、眷属の存在を過少評価したからではなく、文献が伝えるこのような会議を有する社会においては、眷属の存在は特に述べる必要のない至極当然なものであったからにちがいない。眷属とは、自余の氏族員のことである。

「すべての三十三天はスダンマー・サバーに集会し共に坐った」と伝えられる会議は、deva が rājan であることから、氏族の代表である rājan により構成されていた。そして、その周囲を部族員たちが囲んで (mahatīca dibbā parisā samantato nisinnā honti )、公開の会議が開催されたのであった。会議は、議題に端的に表われているごとく、「衆生の有益のため、衆生の安楽のため、世間への憐愍のため、天人の利益・有益・安楽のために行われた」( bahujana-hitāya patipannam bahujana-sukhāya lokānukampakāya atthāya hitāya sukhāya deva-manussānam ) のである。会議の決定は、devā Tāvatiṃsā ekaggatā samā-pajjimsu と伝えるように満場一致を必要としたのであった。

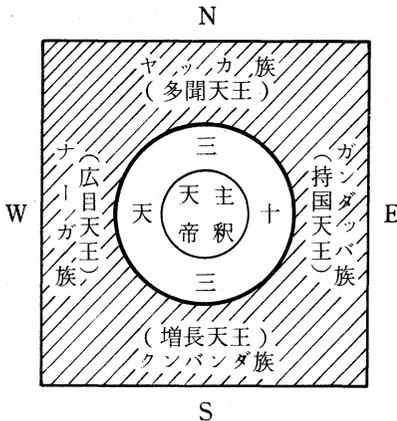
このことは、モルガンの次の指摘とも符合する。

「部族は氏族の酋長から構成される会議によって代表された。それは社会制度の永久の特徴であり、部族に対して究極の権威を保持するのであった。それは、全員に知らされている状況の下に召集され、民衆のさなかに開催され、彼らの雄弁家に開放されたのであるから、一般民衆の影響の下に行動したことは確実であった。その形態は寡頭政治的であつたけれど

も、政治組織は代議的民主政であった。……（略）……

部族の共通の利益を防衛し保護することが会議に委ねられた。民衆の聡明と勇氣と、また会議の知慧と洞察の如何に、部族の繁栄と存在はよったのである。彼らの他部族との絶えざる戦争によって、問題ならびに急迫せる事情が生じていた。そしてそれらに対応し処理するためにすべてのこれらの資質の行使が要求された。それ故に民衆的要素がその影響において支配的となることは不可避であった。一般に会議は、公共の問題について意見を申出ようと欲するいかなる私人に対しても公開された。女子すらも彼女ら自らが選んだ演説者を通してその意思および意見を示すことが許された。しかしながら、決定は会議によってなされた。満場一致がイロクォイ<sup>(28)</sup>部族における会議の活動の根本的法則であった。」

以上のごとく、仏典に描かれた諸天の集会を検討することによって、そのモデルとなった氏族制社会の会議を復元してみた。スダンマー・サバーは、選出された議員により構成された代議制の形態をとる部族会議であった。この会議は、周囲を圍繞する部族員たちに公開され、決定は満場一致を必要とした。そして、このような会議によって代表される共同体すなわち *gana*, *sangha* は、その存在基盤故に、限界を迎えたのであった。



着座の様態を図示すると、左図のようになるだろう。

中央の太い円の中が *Sudhammā sabhā* である。

円の外は、部族員 (*dibbā parisā*) が、*Sudhammā sabhā* を取り巻いて坐ったことを示す。

〈註〉

- (1) ルイス・H・モルガン (Lewis H. Morgan) 『古代社会』 (青山道雄訳, 岩波文庫, 上巻) の分析による。

「人および純粋に人的関係に基礎を置くものであり、社会 (societas) として識別されうる。氏族 (gens) はこの組織の単位であり、古代においては、統合の継次的段階として、氏族・胞族 (phratry)・部族 (tribe) および部族の連合体 (confederacy) が生じている。そして部族の連合体は民族あるいは国民 (populus) を構成したのであった。やや後期において、同一地域における部族の合一は民族を形成し、独占的地域を占領する部族の連合体にとって代わった。このようなのが、氏族の出現後長期にわたる古代社会の実際における普遍的組織であった。」

「氏族社会は、それが見出されるところではどこでも、その構成的組織および作用の原理は同一であり、ただ民族の進歩にともなって低度の形態から高度の形態に変化しているに過ぎない。」つまり「人類の経験はほぼ斉一の経験を通過したこと、すなわち類似の状態において人類の必要としたものは本質的に同一であった」と指摘される。(P. 27-29)

氏族制は、古代社会におけるほとんど普遍的な政治形態の方式を提供し、それによって社会が組織されまた結合せられた手段であった。

- (2) 宮坂有勝 『仏教の起源』 (山喜房仏書林, 1971)
- (3) Debiprasad Chattopadhyaya: "Lokayata, A Study in Ancient Indian Materialism" New Delhi, 1973. third edition. P.160.
- (4) DN. I. P.91
- (5) The administrative business of the clan, and also the more important judicial acts, were carried out in public assembly, at which young and old were alike present. The meetings were held in a mote-hall—a mere roof supported by pillars, without

walls. It is called santhāgāra, a technical term never used of the council chamber of kings.

T.W. Rhys Davids: "The Early History of the Buddhists" p.176 ("The Cambridge History of India" vol.1 Chapter VII) Cambridge 1922.

(6) DN. I. p.91

(7) DN. II. p.159

パーヴェーのマッラ族の公会堂 (DN. II. p.164)

パーヴェーに Ubbhataka という新しい公会堂 (DN. III. p.207)

(8) AN. IV. p.40; Vin. I. p.233

(9) DN. 18. (II. p.200-219)

(10) DN. 19. (II. p.220-252)

(11) samiti, parisā, Samaya, Samajja etc.

prajāpateḥ sabhā veśman (Chāndogyopaniṣad VIII.

14.1) pañcālānaṃ samitim (ibid. V.3.1)

pañcālānaṃ parisadam (Bṛhadāraṇyakopaniṣad VI.2.1)

Aṭṭha parisā. Khattiya-parisā, Brahmaṇa-parisā,

Gahapati-parisā, Samaṇa-parisā, Cātummahārājika-

parisā, Tāvatiṃsa-parisā, Māra-parisā, Brahma-

parisā. (DN. III. p.260; II. p.109; DN. II. p.85;

Vin. I. p.227) Sabhaggato vā parisaggato vā (Sn.

G 397) Yakkhānaṃ samitim (DN. III. p.203)

Samayo dāni bhaddan te bhikkhūnaṃ Samitim vanam.

(DN. II. p.259)

(12) Rg Veda I. 167.3

(13) 「女は弱く男は強い。ゆえに男たちはサバーに出席するが、女たちはさ  
にあらず。」

(Maitrāyaṇī Saṃhitā IV. 7.4)

(14) Mahāparinibbāna-suttanta (DN. II. p.73-75)

(15) DN. II. p.73

(16) ここに言う共同体とは氏族制共同体のことであり、国家組織下の村落共  
同体とは区別されねばならない。氏族制共同体は、血縁組織の制約を受け  
ており、複数の村落をもって部族に統合されている。一村落には数個の氏  
族の成員が混在しているため、一村落のみで完結することはない。

(17) Kuverassa kho pana

Mārisa Mahārājassa

Visāṇa nāma rāja-dhāni

Tasmā Kuvero Mahārāja

"Vessavaṇo" ti pavuccati (DN. III. p.201)

「尊師よ、クヴェーラ（多聞）天王には

ヴィサーナーという名の都城がある

それゆえに、多聞天王は

『ヴェッサヴァナ』（毘沙門）と呼ばれる」

この経は、「四天王は、多くのヤッカ軍、多くのガンダッパ軍、多くのク  
ンバンダ軍、多くのナーガ軍をもって」( cattāro Mahārājā

mahatiyā ca Yakkha-senāya mahatiyā ca Gandhabba-  
senāya mahatiyā ca Kumbhanda-senāya mahatiyā ca  
Nāga-Senāya) 四方を守護して深夜に霊鷲山の世尊の許に参集し、四

天王を代表して毘沙門天王が  $\bar{A}tānāṭiya$  rakkha を語ったと伝え、そ  
の  $\bar{A}tānāṭiya$  rakkha の中に四天王の位置と眷属が述べられてい  
る。

( $\bar{A}tānāṭiya$ -suttanta, DN. 32. 4-7, III. p. 197-202)

四天王の位置と眷属をまとめてみると次のようになる。

	東	南	西	北
天王	Dhatarat̥ṭha	Virūḷha	Virūpakkha	Kuvera
眷属	Gandhabba	Kumbhaṇḍa	Nāga	Yakkha

(18) パーリ経典では、一般に韻文は散文より古層に属する傾向があり、特に Stock passages or Suttas は最古層に属することが指摘されている。(T.W. Rhys Davids: op. cit., p.197)

(19) DN. II. p.173; III. p.62

(20) DN. II. p.258

(21) Vin. III. p.47

(22) Chattopadhyaya: op. cit., p.589

(23) モルガン, 前掲書, p.123

(24) モルガンは、アメリカ・インディアンを観察し、彼らが2つの等級の酋長を有することを指摘した。世襲酋長と普通酋長である。

「世襲酋長の地位は空位となるごとに幾度でも補充されたという意味にいて氏族内で世襲的であった。しかしこれに反して普通酋長の地位は個人的な功績に酬いられて与えられ、そして個人とともに消滅したから、非世襲的であった。のみならず、世襲酋長の任務は平和の事項にのみ限られた。彼は世襲酋長として戦場に出かけることは出来なかった。他方、普通酋長は個人的武勇、事務上の才能または会議における雄弁のために、その地位についたので、氏族全体に対する権威においてはそれほどではなかったが、能力においては通常世襲酋長より上位であった。世襲酋長は本来、彼がその公認の首長である氏族に対する関係において存在したものであるが、一方、普通酋長は本来、部族に対する関係において存在し、その部族の会議に彼は世襲酋長と同様にその議員であったのである。」(モルガン, 前掲書, P. 107-8)

㉓ DN. II. p.74

㉓ 「氏族はその成員に授与されまた課せられた次のような権利・特権および義務によって個別化され、またそれが氏族権 (jus gentilitium) をなしたのである。」 (モルガン, 前掲書, P. 106-123)

㉔ のちに仏教では、四天王は善見城の四門に住して、会議を開く帝釈と諸天に、世間の善悪を報告すると考えられるようになる。

「是四天王。於善法堂。世間善悪。奏聞帝釋及忉利天。……………」

是四王大臣	八日巡天下
四天王太子	十四觀世間
十五時最勝	四王好名聞
故自行世間	觀察諸善惡
是時四天王	上善法堂所
諸天大集會	奏聞諸善惡」

『佛說立世阿毘曇論卷第二』天住處品第八

(大正, 32卷, P. 184b-185b)

これはモルガンが観察した「信仰の番人」(Keepers of the Faith)の役割の一部と符号することを指摘しておきたい。

各氏族は、男女の信仰の番人の一群を備えており、彼らは祭典挙行を託された。この役に各氏族によって推薦された人の数は、宗教に対する各氏族の忠誠を証するものとみなされた。彼らは祭典挙行の日取りを定め、挙式に必要な準備をなし、職務上「信仰の番人」であった部族の世襲酋長および普通酋長とともに儀式を司った。彼らは職務上の指揮者をもたず、また司祭職の標識もなく、彼らの権能は平等であった。彼らの数は、ほとんど酋長と同じくらい多く、各氏族の呪術師および主婦によって選ばれ、男女ほとんど同数が選定された。彼らは、人民の悪行を会議に報告する権利を有する監察官であった。(モルガン, 前掲書, P.119-120, 127-8)

㉕ モルガン, 前掲書, P.163-4